

**【注意】コピーの取得不要(目視確認のみ)**

**★ 1点で受付可能なもの**

書類	条件等
運転免許証	公安委員会発行で、有効期限内のもの(国際免許は除く) 現住所の記載があるもの
国民健康保険証	有効期限内のもので、現住所が印字されているもの
健康保険証(社会保険)	現住所が記載されているもの(手書き可)
日本国パスポート(外国のものは受付不可)	有効期限内のもので、現住所が記載されているもの
身体障害者手帳	顔写真、生年月日、現住所の記載があるもの
療育手帳	有効期限内のもので、顔写真、生年月日、現住所の記載があるもの
精神障害者保健福祉手帳	有効期限内のもので、顔写真、生年月日、現住所の記載があるもの
住民基本台帳カード	有効期限内のもので、顔写真、生年月日、現住所の記載があるもの
特別永住者証明書	有効期限内のもので、現住所の記載があるもの
議員身分証明書	衆・参議院議員に限らない(市区町村議員も可)現住所の記載があるもの

**★ 特定の2点で受付可能なもの**

書類	条件等
在留カード+外国発行パスポート	在留期限まで90日以上あり、現住所の記載があるもの 外国パスポートは有効期限内のもの
外国人登録証明書+外国発行パスポート	在留期限まで90日以上あり、現住所の記載があるもの 在留資格が「短期滞在」・「資格なし」以外であるもの
米軍IDカード+外国発行パスポート	パスポートに住所の記載がない場合は、原本の余白に本国の住所の記入が必要 契約住所には日本国内(基地内など)の住所を記入

※ 記載住所(現住所)と契約住所が異なる、または住所の記載が無い場合は別表の補助書類が必要

**★ 補助書類が必要になるもの**

書類	条件等
医療費の補助を受ける事のできる手帳	別表の“補助書類が必要になるもの(補足)①”に記載
医療費関連の受給者証	別表の“補助書類が必要になるもの(補足)②”に記載
老人保健法医療受給者証	
老人医療費受給者証	
国民健康保険退職被保険者証	
国民健康保険特例退職者被保険者証	
遠隔地用被保険者証	
学生用被保険者証(国民健康保険のみ)	
健康保険高齢受給者証	
健康保険被保険者受給資格者証	
船員保険証	
船員保険高齢受給者証	
船員保険被扶養者証	
厚生保険年金手帳	
船員保険年金手帳	
運転経歴証明書	
介護保険被保険者証	
各種国家資格免許	発行元が官公庁であること
官公庁の職員証	
国家公務員共済組合の組合員証	
地方公務員共済組合の組合員証	
私立学校教職員共済制度の加入者証	
外交官身分証明書( I Dカード)	
休日夜間等受診証	
公務員身分証明書	
市区町村発行のシルバーカード	発行元が官公庁であること
市区町村発行の身分を証明するもの(カード型)【例】 ・市民証・市民カード類	発行元が官公庁であること
自衛官身分証明書	
大使館職員証明書	
国民年金手帳	青色は受付不可 オレンジ色は保険証と同等
介護保険証	

※ 補助書類詳細は別表の一覧を参照

本人確認書類一覧(別表)

2014/9/1  
BIC WiMAX

★ 補助書類が必要になるもの(補足)

名称(種類)	具体名	
① 医療費の補助を受けることができる手帳	健康管理手帳	公害医療手帳
	被爆者健康手帳	介護手帳
② 医療費関連の受給者証 (自治体により名称は異なる)	心身障害者医療費受給者証	福祉医療費受給者証
	母子家庭医療費受給者証	乳幼児医療費受給者証
	父子家庭医療費受給者証	精神障害者医療費受給者証

★ 補助書類一覧

【現住所証明書】健康保険等の住所記載がない本人確認書類の補助書類

【現住所相違有】本人確認書類に記載された住所と現住所が異なる場合の補助書類

※一部書類を除き発行日より3か月以内のものに限る

名称(種類)	確認書類 受付可否		条件等			
	【現住所証明書】	【現住所相違有】	【現住所証明書】	【現住所相違有】		
公共料金領収証・請求書	○	○	苗字が同一且つ現住所が記載されたもの 現住所が記載された発効日から3ヶ月以内のもの (電気・ガス・水道・電話)	苗字が同一且つ現住所が記載されたもの 現住所が記載された発効日から3ヶ月以内のもの (電気・ガス・水道・電話) <領収書に限る>		
住民票	○	○	発効日から3ヶ月以内のもの	発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの		
各種料金の 領収書/請求書	○	×	原則本人宛のものに限るが家族宛の場合(苗字と住所が同一)は 本人確認書類にて家族・同居が確認できれば受付可 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	総務省令にて不可のため		
			電話料金(新電電)	×	総務省令にて一部サービスが不可のため	
			電話料金(NTT)	○	苗字が同一且つ現住所が記載されたもの 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	NTT東西は可、NTTコムは不可 <領収書に限る> 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの
			NHK放送 受信料	○	<領収書に限る> 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	<領収書に限る> 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの
			CS・BS・CATV 放送受信料	×	総務省令にて不可のため	総務省令にて不可のため
公共料金の 検針票	○	×	苗字が同一且つ現住所が記載されたもの 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	領収証でないため		
印鑑証明書	○	○	氏名・生年月日・住所の3点を確認 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	氏名・生年月日・住所の3点を確認 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの		
賃貸契約書	○	×	入居日から1ヶ月以内のものに限る	公的機関から発行されたものではないため		
行政機関発行の 領収証/請求書等	○	○	苗字と住所が同一のものに限り受付可 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	<領収書に限る> 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの		
				市民税		
				固定資産税		
				自動車税		
選挙通知書(投票の案内)	○	○	本人宛のものに限る 発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの	発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの		
					国民健康保険	
戸籍の附票	○	○	-	発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの		
介護保険料納入通知書	○	×	-	総務省令にて不可のため		
学生証	○	×	・現住所証明必須とした場合、健康保険証の補助書類として受付可能 ・期限内(発行日でも可)で氏名・生年月日の記載のあるもの	・現住所証明必須とした場合、健康保険証の補助書類として受付可能 ・期限内(発行日でも可)で氏名・生年月日の記載のあるもの		

★ 補助書類(姓名相違証明)

【姓名相違証明】改姓名により本人確認書類とクレジットカード名義相違を同一者とみなす為の補助書類(旧姓名⇒新姓名の変更履歴を証明)

名称(種類)	条件等
① 運転免許証	公安委員会発行で、有効期限内のもの(国際免許は除く) 裏面に改姓名の履歴があるものに限る(表面:旧姓名、裏面:新姓名への変更履歴の記載)
② 戸籍謄本/戸籍抄本	発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの 改姓名の履歴があるものに限る
③ 住民票(改姓証明住民票)	発効日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの 改姓名の履歴があるものに限る